

第5回守口市すこやか幼児審議会	
開催日時	平成27年8月31日(月)午後6時から
開催場所	旧三洋電機守口第一ビル1階 大会議室
議 題	(1) 開会 (2) 議題 ①保護者説明会での意見等及び署名に関する報告 ②守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本 計画(案)に関する審議 (3) その他 今後の会議日程について (4) 閉会
出席者	委員 【計 13人出席】
議事の内容	
会長	<p>皆さん、こんばんは。</p> <p>足元のお悪い中、当審議会にご参集いただきましてご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第5回守口市すこやか幼児審議会を開会をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず初めに、事務局から本日の出席委員について報告を求めます。</p>
事務局	<p>本日は、ただいま13名のご出席です。</p>
会長	<p>ただいま報告がありましたとおり、出席委員は13名でございますので、守口市すこやか幼児審議会条例第5条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。</p> <p>また、今回の会議の議事録の署名委員は、田島委員と、寺原委員をお願いいたします。</p> <p>それと傍聴人の方をお願い申し上げます。本審議会におきましては、写真撮影、そしてまた会議の録音等は許可をいたしておりませんので、その点よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>では早速、本日の議題に入ってまいります。</p> <p>それでは、議題1、保護者説明会での意見等及び署名に関する報告を議題といたします。</p> <p>第2回審議会で事務局に各保育所、幼稚園を回り、本基本計画(案)について、保護者の皆様に説明するよう依頼いたしました。</p> <p>そこで出されました保護者の皆様からの意見等につきまして、第3回及び</p>

事務局	<p>第4回審議会で報告をいただいたところでございますが、その後に実施いたしました説明会での保護者の皆様からの意見等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、保護者説明会でのご意見・ご要望、また署名に関しましてもございますので、報告をさせていただきたいと存じます。</p> <p>まず8月18日に実施いたしました梶保育所保護者説明会での保護者のご意見につきまして、ご報告を申し上げます。</p> <p>公立の園が一気に減り、選択肢が減ってしまっただけは困る、 発達がゆっくりな子どもや配慮の必要な子どものセーフティーネットとしての役割があるのに、なぜ公立施設を減らすのか疑問である、 児童の発達に関する専門職の確保や病児保育など、しっかりしたものをしてもらいたい、 通園バスは、バス停までの距離や時間を気にしなくてはならないので疲れる、就学前の公立施設の数も小学校と同じ数だけ必要である、 子どもの数が減っていく前提ではなく、子育てしやすいまちづくりをしていくということを前提に考えて欲しい、 新しい施設の整備や統合の際に、現場の先生の声も吸い上げて欲しい、 子どもたちにしわ寄せがいかないように、日々の保育水準を落とさず、保育をしやすい環境を作って欲しい、 仮設の場所を早く教えて欲しい、 民間移管となった場合、市がきちんと私立認定こども園を指導して欲しい、 以上でございます。</p> <p>次に、8月19日に実施いたしました北寺方保育所保護者説明会でのご意見について、ご報告申し上げます。</p> <p>民間移管となると、経営者の意向が優先される、 良い民間移管先が来てくれるか不安に思う、 職員採用を停止し待機児童が出ている、何もしてこなかったしわ寄せがこの計画案である、認定こども園にするだけなら、問題も多いがまだ良いところもあるので理解できる、 再編が全く要らないとは思わないが、私立が全部良いというわけではない、駅が近くなくても保育ニーズはある、そういうところで福祉の役割を果たすのが公立だと思う、 民間移管した場合、16時30分以降は延長保育で費用がかかるが、その費用を負担したくない、南部エリアの人が、公立を希望する場合、あおぞら保育所しかないが、今公立施設に在園している子ども全員は入れない、 検討中のものを一覧にしてHPで公表して欲しい、保証できることを一項目ずつでも公表し、早く答えを出してもらわないと、反対の声しかあがって</p>
-----	--

こない、

市内に公立施設が3か所しかないという計画案は、異常である、

市長と早く話をさせてもらえないと、審議会の議論はどんどん進み、決定していってしまうので、みんな不安に思っている、

これだけ園を減らして、待機児童は増えないのか、

5園も民間移管すれば、何年後かには児童の奪い合いになる、それをわかっていて、5園も民間移管するのは無責任だと思う、

北寺方保育所を何年か公立のまま残し、実際に児童が減った段階で、前もって入所するときなどに今後の方向性を説明をする形になぜできないのか、

5歳児のときに民間移管されてしまう。障がいのある子にとっては特別支援学校へ行くかどうか考える大事な時期に、民間移管はショックでもあり、子育て計画が大きく崩れる、

民間移管した場合、今在園している子たちが卒園するまでの担任業務は公立の先生に担当して欲しい、

認定こども園にすることに反対である、保育施設に11時間いる子どもたちのことをもっと考えて、保育所のまま残すところも作って欲しいなどの意見が寄せられております。

次に、8月25日に実施をいたしましたやくも幼稚園保護者説明会での保護者の方々からのご意見について、ご報告を申し上げます。

私立認定こども園は、新規は4歳児も5歳児も入れる枠はほとんどない、とうこう幼稚園は遠いところまで毎日自転車で送迎するというで親子ともにストレスがたまる、

バス通園についてもっと具体的に示して欲しい、

廃園するかどうかの議論は大事なことなので、もう少し時間的な余裕を持ってやって欲しい、

中部エリアで1号認定の枠がきちんと確保される確証が得られないと納得できない、

私立認定こども園に確実に入れる枠が確保されないのであれば、やくも幼稚園もこのまま存続することを考えて欲しい、

子どもにとっての2年間は育ちに大きく影響する、子どもたちのことをもっと尊重して考えて欲しい、

この計画は守口市民じゃない職員が決めている、こんな計画を出すのであれば守口市に引っ越してきて、守口市民になってください、

守口市としてはもう子どもは要らないという計画を打ち出したと捉えざるを得ない、

保育所に通ったがうまくなじめず、やくも幼稚園の園庭開放に通ってようやく慣れてきて、子どもはここに通いたいと思っている、そう思っている子どもの気持ちを考えて欲しい、

2年間の幼児教育を受ける機会が確保されなかったら、他者とのコミュニケーションの取り方もわからないまま小学校にあがることになる、それがどういうことか考えているのか、

こんな大がかりな計画をこんな短期間で議論することに納得できない、

将来の話をされても、まず現状が不安なのだから、そこを解決して欲しい、来年、再来年入園を考えている子どもたちは、園庭開放に参加している、そういう子たちのことも考えて、やくも幼稚園の廃園をあと3年ほど延ばして計画を考えて欲しい。

こういったご意見を頂戴しております。

また、市立幼稚園5園のPTAの皆様方から連名で、守口市すこやか幼児審議会会長宛に基本計画案の修正、附帯決議についての要請書が届いております。

本日、お席に配付させていただいておりますので、時間の都合上、かいつまんでご報告をさせていただきます。

在園児の追い出しの平成28年3月の統合・廃園は、1年延期すること、平成28年度の園児募集は行うこと、

幼稚園については20名を下回ることがなければ、公立幼稚園として、当分の間、存続すること。なお、東部エリアも統合により、20名を超えた場合は、同様とすることなどの6項目にわたる要請をいただいております。

次に、北寺方保育所の保護者の方々から、守口市すこやか幼児審議会会長宛に、意見要望、請願書が届いておりますので、かいつまんでご報告をさせていただきます。

下記よりもたくさんのご意見や要望、不満、不安の声がありますことをお察しいただきながらとの前置きがあって、拙速過ぎる、入園時に聞かされていないことである、子どもにとっての環境の変化への対策がない、働く家庭への配慮がない、大規模過ぎる再編計画である、市としての責任放棄と思われる、周知が行き届いていないこと、また、市民や保護者を無視した勝手な計画であることなどについて、ご意見を頂戴いたしております。

次に、とうこう幼稚園のPTAの保護者の方から、守口市すこやか幼児審議会会長宛に基本計画（案）についての陳情が届いておりますので、ご報告をさせていただきます。

おおくぼ・にわくぼ・とうだの3幼稚園の本年度廃園を7月の審議会で知った。他の幼稚園、保育所は、1年ないし2年の猶予があるものの、子育てをするにおいて、1年2年の猶予は短か過ぎる、

また、市立認定こども園を否定するつもりはありません、保護者たちの納得できる形で案が審議されていれば反発も少なかったと思います、ただ、市立の幼稚園と保育所を必要としている子どもたちが多数いるのは事実で、0園にしてしまうというのは、どうなのでしょう、

<p>会長</p>	<p>守口市が住みよい街になるよう、子どもたちにも、お母さんたちにも選択肢を残していただけるよう、考えてはいただけないでしょうか、</p> <p>時間的な制約のため、傍聴に来られない保護者の方々も多数おられますので、その方々の気持ちも汲んでいただきたいと思います、ご意見をいただいております。</p> <p>次に、市立保育所 11 園の保護者会会長から連名で、守口市すこやか幼児審議会会長宛に基本計画（案）の修正、附帯決議についての要請書が届いておりますので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>在園児は今の保育所で卒園できるよう廃園は延期すること、 当分の間、民間移管は行わず各エリアに公立保育所を複数配置すること、 公立保育所を希望する市民は全員受け入れを行うこと、 公立保育所を廃園する場合は同じエリアで在園児の受け入れを確保すること、</p> <p>認定こども園についてはカリキュラム、デイリーなどの確立に向けて研究・検討をしてその結果を明らかにしてから開設すること、公立の認定こども園を希望する市民は全員受け入れを行うこととの要請をいただいております。</p> <p>最後に、平成 27 年 8 月 28 日に市立幼稚園・市立保育所の存続を求める会から、守口市すこやか幼児審議会会長宛に署名の提出がございましたので、ご報告を申し上げます。</p> <p>保育所保護者会から 2,472 筆、とうだ幼稚園から 20 筆、とうこう幼稚園から 268 筆、おおくぼ幼稚園から 16 筆、やくも幼稚園から 267 筆、にわくぼ幼稚園から 102 筆、合計で 3,145 筆でございます。</p> <p>なお、西端市長宛に市立保育所 11 園の保護者会会長からの連名及び市立幼稚園 5 園の P T A からの連名で懇談会の申し入れと基本計画（案）の修正の要請書がとうだ幼稚園保護者会の方々、大宮保育所を守る会一同及びわかき・わかすぎ園親の会からも市長宛に要望書が届いておりますことを合わせてご報告をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>委員の皆様は、保護者の方々からの要望、陳述を踏まえた上で、議論を進めていただくようによりしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、次に、議題 2、守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画（案）に関する審議に入りたいと思います。</p> <p>前回に引き続きまして、お手元の論点メモに沿って議論を行っていきたいと思います。</p> <p>審議会の前半で議論を行い、論点についての決断がある程度出たと判断できた場合には休憩を挟んで、審議会の後半に基本計画（案）に対する答申に</p>
-----------	---

委員	<p>盛り込む事項の確認に進んでいきたいと思いますが、委員の皆様それによろしいでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、論点メモに沿って、議論を行ってまいります。</p> <p>ご意見・質疑応答をお受けいたします。</p> <p>そうしたら、論点の 21、22 の将来の供給過剰に関することの中で、この間も伺ったんですけども、今回は、公立の保育所の定員の充足率が基本計画の中では、8 ページに 82.2% となっています。7 ページには、公立と私立まとめた待機児童数があるんですけども、公立の待機児童はいないのでしょうか。82.2% ですけども、待機児童はいますか。</p>
事務局	<p>公立保育所についての待機児童はございます。</p>
西田委員	<p>待たれている方がたくさんいらっしゃるのですが、どうしてこういうことが起きていると考えておられますか。</p>
事務局	<p>公立の保育所につきましては、施設の定員というのがございますが、実際に勤務しておる正規、非正規の保育士、看護師、その他必要な職員の体制をもって、保育をしているのが現状でございます。</p> <p>その中で、やはり保育士につきまして、確保が昨今非常に困難な状況になってございます。したがって、現状配置できるだけの体制を整えて、その中で保育できるだけのお子様をお預かりしているというのが現状でございます。</p>
委員	<p>やっぱり人の確保が一番大切だと思うんですけども、これだけ待機児童が問題になっている中で、市として、この間きちんと責任を持って努力すべきであった。人を集めなくてはいけなかったと思うんです。それをまずやって、次の段階だと思うんですけどね。それが集まらなかった理由というものの分析はされましたか。</p>
事務局	<p>職員の確保につきましては、まず採用ということが必要でございますけれども、平成 24 年度以降の採用試験においては、職員いわゆる保育士、幼稚園教諭も含めて採用は行ってきていないというのが現実でございます。</p> <p>また、正規職員ではなくて、非正規職員で対応する部分もあるんですけども、非正規の保育士につきましても募集をするわけなんですけども、十分に確保ができない場合がございます。</p>

委員	<p>やっぱり人を育てる。人ってすごく大切だと思いますので、これからもやっぱりまずそこを確保、結局はもっといろいろな努力も要るのかなと思いますし、これから地に足のついた計画をされていく上で、人の確保はとても大切だと思いますので、そこから充実させていただきたいなど、もっといろいろな形で努力をしていただきたいなと思います。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員	<p>公立は人が足りていないということなんですけれども、私立のほうは人は足りているんでしょうか。</p>
事務局	<p>公立が今現状で採用を割っている、苦戦している、将来的に再編整備というものが過去のすこやか幼児審議会の中でもご議論いただいた中で、効率的な運用が必要だというような観点から、公立の保育所・幼稚園の再編整備というものが、過去から言われていた中で、採用を一定抑制していたという経緯がございます。そういった中で、また公立においても待機児童があるという実情でございます。</p> <p>ただ、私立におきましても、やはり近年保育士についての募集を行ってもなかなか採用が難しいという状況があるようには、各私立の保育園のほうから、お聞きしております。</p> <p>ただ、その中でもやはり民間は民間なりにも、柔軟な対応をとるような形をとって、多様な任用形態を駆使いたしまして、しっかり体制をとっているというのが現状でございます。</p>
委員	<p>全体的に人不足であると、この業界は少し採用にあたっては、人が足りない状態であるということですのでよろしいですね。</p>
事務局	<p>今おっしゃられました採用枠、また、人を募集するという部分ですが、やはり保育所・幼稚園業務につきましては、一定の資格が必要ということでございます。</p> <p>また、勤務形態も非常に保育におきましては、朝の早くから早朝でお預かりを希望される保護者の方のニーズ、また、お仕事されて帰ってこられる夕方まで、夜8時ぐらいまで子どもさんを預けられたいという保護者のニーズ、こういうところにお応えしていこうという形になりますと、やはりそれに見合う処遇というものが必要になってきます。</p> <p>しかし、今現状では、なかなか国におきましてもそういった部分への補助、</p>

<p>委員</p>	<p>処遇改善の手当等々につきましては、つけていただいているところですが、なかなかそれでは今のところ集まりきらないというのが現状というように存じます。</p> <p>そうなんです。今、本当に国でも、さっきおっしゃいましたように、保育士不足が言われています。でも、今おっしゃいましたように、労働条件が作られたら、民間のほうがなかなか処遇も公立に比べたらやっぱり良くないと思います。それでも民間は充足されているわけなので、今この公立において、募集しても保育士さんが足りないというのは、やっぱり市の責任として、もう少し頑張っていたら良かったと思うところです。施設もあるのに、待機児童もいるのに、人をうまく集められなくて、この何年か100%でない、82%ということですので、それが言いたかったことです。</p> <p>それともう1個は、民間の保育士さん、ずっと言ってますけど、やっぱり大切に長く続けられるように、処遇の改善を、ぜひやっていただきたいと思っています。</p> <p>そういうのを整える中で、先輩保育士さんとか、今掘り起こしていかなくてはいけないわけですので、この体制作りをぜひとも市が責任を持ってやっていただきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、別の件なんですけど、この間、裁判例がたくさん出ていまして、それを踏まえて、いくつかの論点について今からお伺いしたいと思います。</p> <p>まず裁判は、私の把握している限り、同じような裁判なんですけど、これは認定こども園の議論の前の話ですので、保育所を民間委託するというものについての条例の制定について、取消訴訟を起こしているという件ですけども、横浜市、枚方市、高石市、大東市と4件ございます。</p> <p>それで、この保育所廃止条例の取消しというのは、どの市につきましても、最終的には、住民が負けております。</p> <p>ただ、その中の大東市の判決を見ますと、損害賠償請求が合わせて請求されていまして、この損害賠償請求は、公法上の契約の債務不履行という構成なんですけど、父母の皆さんが、市と契約を結んだと、この契約の義務違反だということで、高裁はこれを認容しております。</p> <p>それで、他の判決は、損害賠償請求を起こした市も、父母の方もいますけれども、起こしていない方もいて、私が調べる限り、大東市の高裁が唯一、公法上の契約違反で、損害賠償を認めたという判決であります。</p> <p>それで、まず、この大東市の高裁判決が、最高裁で上告が棄却されて、上告受理申立ても認められなかったことから、確定しているんです。</p> <p>すなわち、大東市の高裁判決が活着しているという前提なんですけど、これに</p>

事務局	<p>については、まずご存じでしょうか。</p>
委員	<p>大東市の裁判例につきましては、今委員からお話のあった件については、承知いたしております。</p> <p>それで、大東市の判決、地裁、高裁にいて最高裁で確定しましたが、高裁の判決を前提にして、いくつかの論点について、今からお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、大東市の判決では、保育所利用契約は、本件保育所が存続する限り、児童らが就学するまでの間、本件保育所において保育を受ける権利を有していたことを認定しております。</p> <p>にもかかわらず、本件保育所の廃止民営化の結果、新保育園の入所を選択することを余儀なくさせられたのが住民の立場だということを認定しております。</p> <p>その上で、大東市は、本件保育所の民営化方針やその実施方法の決定に当たって、重大な利害関係を有する本件保育所児童の保護者らの意見を聴取する機会を持つことなく、新保育所の保育内容の引継ぎの実施方法等についても、保護者らに方針を説明するのみで、積極的に保護者らの希望、意見等を聴取し、これを取り入れたことを認めるべき証拠はないと認定しているんです。</p> <p>それで、すなわちこのような認定を前提にして、守口市の今回の条例の案を検討するに当たって、次のような質問がまず第1点です。</p> <p>本件保育所の民営化方針やその実施方法の決定に当たって、重大な利害関係を有する本件保育所児童の保護者らの意見を聴取する機会を持ったのでしょうか。これが第1の質問です。</p>
事務局	<p>保育所の民営化方針、民間移管という形で、言葉としてはそういう言葉を使わせていただいておりますが、こちらの内容を含みます今回が再編の基本計画ということですので、まず、こういう保育所をいついつ民間移管をさせていただく案をどうですかということで、市のほうから諮問をさせていただいている段階です。</p> <p>したがって、具体的な園について民間移管の基本方針というものをこれから定めていくわけなんです、その件につきましては、第3回の当審議会に資料6として提出をさせていただきましたが、市立保育所の民間移管に伴うスケジュールの一般的な例という形で、民間移管の基本方針（案）の決定というものをしております。</p> <p>これは、この当審議会の答申をいただきまして、市長が再編の基本計画を確定したときから、すぐにその策定を始めるものでございますけれども、そ</p>

委員	<p>の民間移管の基本方針（案）ができましたら、これのパブリックコメントを実施いたしまして、その結果を集約し、民間移管の基本方針を決定していくという手続きを考えてございます。</p> <p>したがって、個別の民間移管の基本方針につきましては、今後、そういう手続きを考えております。</p> <p>ちなみに、この再編基本計画（案）につきましては、これを策定して、諮問させていただく過程において、市民の方々のご意見という形で伺う機会は設けておりませんでした。</p> <p>ただし、平成25年1月に実施いたしました市民の方へのいわゆるニーズ調査、そこで、どういったような動向があるのかといったことですか、ピンポイントになりますが、公立の幼稚園の保護者へのアンケート、そういったものを実施したということで、とどまっております。</p> <p>前提としまして、民営化方針については、まだ決まっていないという、今の理解ですか、決まっているということですか。民営化方針とその実施方法の決定、これは決まっているということですか。</p>
事務局	<p>今、事務局のほうからご答弁させていただきましたとおり、今後、具体的に園が民営化されると決定されるというような形になります。</p> <p>その段階で、我々といたしましては、民間移管の計画の方針について定めさせていただき、それについて、パブリックコメントを実施し、広く市民の方々のご意見、また、保護者の方々のご意見を参考にさせていただくという形での計画でございます。</p>
委員	<p>よくわからないんですが、民営化方針というのは、まだ確定してないという理解でいいんですね。</p>
事務局	<p>はい、委員ご指摘のとおりでございます。</p>
委員	<p>この判決は、結局は廃止される保育所の意見を聞けというかなり具体的なものになっているんですが、そのような、具体的に廃止される保育所の意見を聞くという計画は、この決定される前にされるということになるんでしょうか。</p> <p>パブリックコメントみたいなことではないというのが、私の質問です。個別具体的な保育所の意見を聞くんですかということですか。</p>
事務局	<p>今、委員がおっしゃいました個別保育所の、また幼稚園のご意見を聞かれ</p>

委員	<p>るかということでございますが、私どものほうでは、ただいまこの計画について、各園への説明にあたらせていただいているところでございます。</p> <p>その中で、各園のご要望もお聞きした上で、今回のすこやか幼児審議会のほうへご提案させていただいて、ご議論、ご意見を聴取させていただきたいという形になってございます。</p> <p>今の答弁はこの審議会の前に行ったという理解ですか、それは少し違うのではないのでしょうか。この審議会の中で、保育所などの意見を聞きなさいという意見があって、こんなにたくさん意見が出てきたのではないんですか。この審議会の前に、各園に行って、説明して、意見聴取したという事実はないと思うんですけど、それはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>この委員会の前に、各園のほうでそういった廃園、また統合についてのご意見を聴取したということはございません。</p>
委員	<p>そうしますと、この判決が言っている重大な方針の決定に際して、各園の意見を聞きなさいということはされないまま、方針決定をしようとしているとしか、私には思えないんですけどいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>市の計画というような形で、昨年子ども・子育て会議の中で、ご議論いただいて、公立保育所については集約化、そして、認定こども園への移行を推進するというような施策を出させていただきました。</p> <p>それに基づきまして、今おっしゃられました保護者の方々への直接のご意見というものは賜ってございませんが、計画を行政のほうで、経過を出させていただいて、そして今回審議会へご提案させていただいているということでございます。</p>
委員	<p>何度も言いますようですけど、方針を民営化方針とその実施方法の決定にあたってということは、決定する前に聞きなさいという趣旨なんですよ。ですから、そこを十分に踏まえていただきたいと。ですから、まだ十分に意見を聞き取ってないということとしか、私には思えないんです。それが第1点指摘したいことです。</p> <p>次に、この判決が言ってますような積極的に保護者らの希望・意見等を聴取して、これを取り入れた、取り入れなくてはいけないとって判決は言ってるんです。</p> <p>この点については、今まで取り入れていますか、それともいせんか。</p>
事務局	<p>保護者の皆さんからのご意見をこの計画の中に取り入れているかというこ</p>

委員	<p>とでございます。</p> <p>今回の計画につきましては、あくまでも市の行政サイドのほうで案を練らせていただいて、委員の方々にご指摘いただくというような形の計画の決定を出させていただきました。案という形ではございますけれども。</p> <p>そういったことからいいますと、保護者の方々のご意見を積極的にという部分については、市の判断でもって、案を計画させていただいたということでございます。</p> <p>判決は、意見を聞けばいいということを言っているわけではないんです。事前の方針の決定をする前に、各保育所、保護者に意見を聞きなさいというのが1点。</p> <p>それから、これを積極的に、その意見を聴取した上で、取り入れなさいと言っているんです。</p> <p>それで、今後これを取り入れる意向はありますか。</p>
事務局	<p>この計画につきましてでございますが、それにつきましては、各保護者の方、また園に従事されている方ということかと思いますが、今回のこのすこやか幼児審議会の中でもご議論いただく上で、我々としてはその意見も答申という形で受けさせていただいて、その中でまた再度、我々といたしましては、決定をさせていただきたいと考えております。</p> <p>しかしながら、今委員のおっしゃいました保護者の意見も積極的にということでございますが、今回、この審議会を通じまして、我々といたしましては、すこやか幼児審議会が進む中で、いろいろと保護者の方、また市民の方からもご意見、ご要望を頂戴しております。それにつきましては、真摯に受けとめた中で、また計画を検討させていただきたいと考えております。</p>
委員	<p>今のお答えは、今後ここにたくさん出されている意見、今日も紹介がありましたが、たくさん意見を積極的に取り入れるという表明だと理解しているですか。</p>
事務局	<p>判決の中身を積極的にということでございます。</p> <p>ただ、我々といたしましても、ご意見を頂戴いたしました部分は、一定ご理解はさせていただくんですけども、ただ、我々としましては、もう一歩市の行政改革、また再編整備についての将来におけるやはり効率的な保育所の運営というものを目指すべき部分も合わせ持っているというところがございます。</p> <p>したがって、全てをとというわけではございませんし、そのような形で、全てを今後案の中に盛り込むということになりましたら、なかなか容易なこ</p>

委員	<p>とではできないものと判断しております。</p> <p>したがいまして、ご議論は頂戴する中で、組み込める、また我々として、配慮しなければならない部分については、検討させていただきたいということでございます。</p> <p>一応、皆さんの意見を見ましたら、全面的にこれを否定するというよりも、やはりこの部分は直して欲しいというところがたくさん出ているわけです。</p> <p>ですから、その部分については、積極的に取り入れるという方向性をぜひお願いしたいというのが、私の最後の意見です。</p> <p>次に、2点目に行きますけどよろしいですか。</p>
委員	<p>2点目、判決内容は、本件保育所の廃止・民営化により、本件保育所の保育士が全員交代してしまったことが非常に大きな問題だということ指摘しております。</p> <p>これが、損害賠償の基礎の事実にも認められているわけですが、今回のこの案は、保育士の配置、これはどのような計画になっているのでしょうか。具体的に言いますと、民営化したときに、残す保育所にはどのような人員配置を考えているのか。</p> <p>それから、公立の保育所で、幼稚園もそうなると思うんですけども、働いていた保育士、あるいは教諭が民間の認定こども園へ移るということはないのか。このあたりの保育士なり、教諭の配置はどのように考えているかをご説明ください。</p>
事務局	<p>民間移管後の職員配置の件でございますけれども、諮問をさせていただきました再編整備に関する基本計画（案）の14ページのところに、再編整備の留意点という項目を置かせていただきました。</p> <p>その中では、いわゆる配置基準でございますが、あるいは幼稚園の場合ですと、学級の編成基準でございますが、これは、現在守口市が行っている基準どおりにしていただくということを一つの条件にいたしております。</p> <p>したがいまして、お子様と保育士、あるいは教諭というものの数の上での関係については、従来の配置基準を民間になりましても、あるいは市立の認定こども園になっても引き継いでいくという方針を書かせていただいております。</p> <p>それと、あとは保育士一人一人がどうなるのか。新しい民間園へ行くのかということでございますが、現在、公立保育所で勤務しております正規の保育士、または幼稚園で勤務しております正規の幼稚園教諭につきましては、</p>

	<p>公務員の身分ですので、これが民間の園で勤務するという事は、基本的にないと思っております。</p> <p>ただ、退職をいたしまして、再任用せずにそちらに移る者はいるかもしれませんが。実際に、前回の民営化のときにも、その経験のある者が最終的には保育をしていたというようなこともありますし、また、非正規の部分では、そういったことが起こり得るものと考えております。</p> <p>ただ、制度的にそちらのほうに、職員を移管すると、そういった部分については、現在のところ、そういう方針はございません。</p> <p>したがいまして、職員の共通、継続性ということを保証するために、その諮問案の15ページのところに④といたしまして、民間移管に伴う十分な引継ぎの実施というところで、市立保育所を民間事業者に移管する場合には、移管前に、当該民間事業者との十分な引継ぎ期間を設けるとともに、移管後は、一定期間事業者及び本市職員による共同保育を行うということも書かせていただいております。</p>
委員	<p>移行の際の引継ぎについては、後ほど、大きな問題ですのでお聞きしますが、ここで私が指摘した全員交代するのかどうかという問題は、父母の皆さんが非常に心配しておられる子どもと保育士、あるいは教諭との人間関係が非常に子どもにとっては大事だと、こういう前提なんです。</p>
	<p>ですから、配置の数を合わせたらいという問題では全然ない。</p> <p>例えば、1つのエリアでもって、今のところ公立が1つしか考えられてないようですけども、子どもたちが集まってきたその恐らく認定こども園になると思いますけれども、そこにどういう人を配置するかという具体的な案をやはり子どもとの関係で作っていかないと、数さえ合わせればいいということになり兼ねないと私は思いますが、そのような具体的な人事配置をこれからぜひ考えて欲しいというのが最後の私の意見であります。</p> <p>次の論点に行きますけどよろしいですか。</p>
委員	<p>判決は、児童の発達における人的環境の影響は大きいものであり、児童の保育に当たっては、保育士と児童及び保護者との信頼関係が重要であるところ、3か月の引継ぎ期間で数名の保育士が保育に参加しただけでは、上記のような信頼関係を構築することは難しいというふうに指摘しています。</p> <p>それで、この、まず児童の発達における人的環境の影響は大きいものであり、児童の保育に当たって、保育士と児童及び保護者との信頼関係が重要であるという指摘、これについて、同じ認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>同じ認識でございます。</p>

委員	<p>その引継ぎ期間については、どのような計画を持っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>引継ぎ期間につきましては、この大東市の判決の中で、引継ぎ期間を少なくとも1年程度設定して、市の保育園の保育士となる予定者のうちの数名に本件保育所における主要な行事とその過程を含めて見せたり、民営化以後も数か月程度本件保育所において、実際に本件各児童に対する保育に当たっていた保育士のうちの数名を新保育園に派遣するなどの十分な配慮をすべきという判決文がございます。</p> <p>したがいまして、私どもといたしましても、この判決をベースに移管前につきましては、少なくとも半年以上の期間をもって、必要な期間を検討させていただいて、引継ぎ期間を設ける。また、引継ぎ後についても、適切な期間をもって、共同保育を実施していきたいと考えてございます。</p>
委員	<p>判決を読みますと、今ご指摘あった部分はもちろん、後で指摘しようと思っていたところなのですが、民間移管以降、新保育所において、登園を嫌がる児童が存在したということが事実認定されているんですね。</p> <p>それから、児童にけがが多く発生し、その発生状況について、保育所が認識できていない事態があった。児童が保育士の知らないうちに自宅に戻るなど、児童の安全に重大な危険が生じかねない状況もあったことが認定されているんです。</p> <p>それで、さらに、5歳児クラスにおいて、保育士の話に集中せず、各自がばらばらな行動をとる状況が生じたという認定もあるんですね。</p> <p>このような事態が起り得るということは、認識されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>引継ぎが不十分な場合、保育士や現場の対応にここであるようなこういったことが起り得ると考えております。</p>
委員	<p>判決は、それに続けて、その主たる原因としては、上記の引継ぎの不十分さが考えられるという指摘をしてるんですね。</p> <p>それで、その上で、先ほど課長が言われたような、少なくとも1年程度設置しろという引継ぎ期間を設けているんですね。にもかかわらず、どうして6か月なのですか。</p>
事務局	<p>6か月というのは最低、それは守らなくてはいけないというように思っておりますが、引継ぎの前年度に行われますので、そういった民間事業者さんの体制の問題、要員の確保の問題、その他もろもろあると思います。</p> <p>そういったことから、引継ぎの前日から逆に起算いたしまして、少なくとも</p>

委員	<p>も半年間はそういった期間を置かなければならない。できることなら、この判決のように、少なくとも1年程度ということですので、できるだけそれに近い期間を設定をしていきたいと考えております。</p> <p>今のは全くおかしな話で、子どもがこのような事態に陥った原因は、引継ぎの不十分さにあるという判決が指摘しているんですよ。その上で、少なくとも1年程度と言ってるんですね。</p> <p>今の話は、期限を間に合わせるために6か月としか、私には聞こえないんですが、この判決に反するような短い期間の引継ぎしか考えてないのでしょうか。</p>
事務局	<p>委員ご指摘いただいております期間は、期限に合わせて短くしているという形のご指摘かと思いますが、決してそういうわけではございません。過去、この大東市の判決にしましても、平成15年に移管させていただいた部分でございます。</p> <p>守口市におきましては、平成14年、15年、16年と3年間におきまして、公立の保育所8園と順次、民間保育園に移管させていただいた経緯がございます。そういった部分のやはり我々としての経験、またノウハウを活かした中で、民間におかれましても、今現状のやはり保育に携わる民間業者、また、その部分でのノウハウや携わってきている部分でございます。</p> <p>そういった部分から言いましても、我々といたしましては、十分な引継ぎを期間内にした上で、子どもさん、保護者の方々にご心配のないような形の体制を整えた上での移管ということでございます。</p> <p>したがいまして、裁判例では、少なくとも1年というような形ではございますが、我々といたしましては、過去の経験、また、今現状、実際に保育をされておられる民間事業者等々と、準備を詰める中で努力して行って、半年ないしは1年というような形を考えているというところでございます。</p>
委員	<p>今の返事では、全然私は納得できないんです。ノウハウの問題ではないんです。子どもさんが、保育所が変わることによって、大変なストレスがたまるという理解です。</p> <p>それをノウハウなんかでカバーできないわけです。それは1年間に渡って保育所で何をやっているか、新しい保育所の人に見せなさいと、それで、子どもと保育士が、どういうふうにかかわっているか、自分も入りなさいと その中に、しかも、1年間それを行った上で、民間に移行された後も、後追いできちんとフォローしなさいと、これが判決なんです。だから、少なくとも1年と言っているんです。</p> <p>他のその今までの経験だとか、どこかの市のノウハウでこんなものはカバ</p>

事務局	<p>一できるものではないんです。これについて、今6か月から1年と言いましたけれども、この判決の趣旨をそのようなものとして、あなたたちは理解していないのですか。</p> <p>委員ご指摘の部分でございますが、我々といたしましても、半年ないしは1年という部分については、十分な引継ぎ期間というものが必要であるというようには感じてございます。その中で、十分保護者の方々、また児童が安心して登園できるような形の事務の引継ぎを我々としては目指してまいりたいと考えてございます。</p>
委員	<p>当初の6か月から1年というふうに変わりましたから、まだ少しは考える余地があるのかと思います。指摘しておきますけれども、ここの判決の趣旨は、信義則上の義務とまで言っているんですね。これは、公法上の契約に伴う附随義務だと言っているんです。附随義務だということは、これに反したら、契約義務の違反になりますよと、損害賠償の対象になりますよと、こういう判決で、損害賠償を認めているわけです。この点を確定した高裁判決、これを踏まえて、そんないい加減な6か月みたいなことで、お茶を濁さずに、きっちりと引継ぎをするということをして欲しいと思います。</p> <p>最後に、これは私の意見ですので、ぜひ検討して欲しいと思います。</p>
事務局	<p>高裁の判決、今ご意見いただきました委員のご意見を踏まえまして、できるだけ十分な引継ぎ期間がとれるように、頑張っていきたいと思います。</p>
委員	<p>次の質問ですけれども、特に障がい児保育においては、保育士との人間関係は極めて重要であり、障がい児保育の実践のためには、子どもの発達と実践に裏づけられた経験が重要であり、3か月の引継ぎ期間では、信頼関係の構築や従前と同じ水準の障がい児教育の実践は困難であるという指摘をこの判決はしています。これは、3か月を前提にしておりますが、障がい児教育のこの重要さについて、この引き継ぎの重要さについては、同じ認識ということよろしいですか。</p>
事務局	<p>この判決文と同じ認識です。</p>
委員	<p>現在、市立保育所、それから市立幼稚園での障がい児の人数、障がいの内容、各保育所、幼稚園で障がい児の人数等の状況を把握しておりますか。</p>
事務局	<p>現在、まず市立保育所でございますが、前々回の審議会でご報告をさせて</p>

	<p>いただきましたが、平成 26 年 7 月 1 日現在の数でいきますと、総計 63 名の障がい児の方が在籍しておられます。少ないところでは 1 名から多いところで 15 名のばらつきがございます。</p> <p>また、公立幼稚園におきましては、同じく 7 月現在になりますが、32 名の障がい児の方が平成 26 年度につきましては在籍しておられます。</p> <p>その中で、公立保育所におきましては、そのうち障がい手帳の保有をされている方が 63 名中 31 名となっております。</p>
委員	<p>数は把握されているようですが、障がい内容については把握されていますか。</p>
事務局	<p>障がいの内容についてでございますが、障がい児の障がい名、もしくは支援の必要な内容につきましては、巡回等の保育指導も受け入れながら、内容のほうをしっかりと把握して、支援の仕方等取り組んでいるところでございます。</p>
委員	<p>その障がい児の方が通っている保育所、あるいは幼稚園、そこと障がい児の方が生活している場所との関係で、この計画は作られたのでしょうか。</p> <p>具体的に言いますと、どの障がい児を持った父母の方が、どこに住んでいて、これから認定こども園になる、あるいは民営化したときに、そのお子さんたちがどれくらいの距離のところに通わなければいけないのかと、こういうようなことも想定した案になっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>委員ご指摘いただきました障がい児の方々との距離ですとか、通園の程度という部分かと思えます。誠に申し訳ございません。その部分については、我々としましては、この計画の中で、いらっしゃることは存じ上げておりますが、そこまではこの中には盛り込めていないというのが実情でございます。</p>
委員	<p>それでは、議会で論点にして欲しいと思えます。</p> <p>次の論点に移りますが、新保育所での保育士は、本件保育所に比べて、経験年数の少ない保育士が多いということが判決で指摘されているんです。保育の中身が不十分になってしまっているのではないかという指摘なんです。</p> <p>それで、民間委託したり、あるいは認定こども園、民間に移したりした場合に、保育士の質が変わると思うんですが、このようなことは考えていますでしょうか。</p>

事務局	<p>現在、公立の保育士の平均年齢は50歳を少し上回っています。したがって、それなりの経験ということになります。これは、民営化をいたしますと、民間移管先の事業者さんでの保育士さんの平均年齢というのは、ぐっと若くなります。ベテランの方もいらっしゃいますけれども、若い方が多いというふうな現状がございますので、そういったような年齢構成の中での保育が、ただ、若いから一概に悪いのかというと、そうではなくて、民間事業者の方のほうでは、民間事業者さんで工夫をいろいろされている、あるいは研修等もされていると伺っております。</p>
委員	<p>今私が申し上げたような視点から、保育内容について、民間の認定こども園、あるいは保育所、幼稚園と議論したことはあるのですか。保育内容について。</p>
事務局	<p>実際に、その経験年数を補うためにどうするこうするという議論は今までしたことはございません。</p>
委員	<p>そのような議論もしないで、若い人でも立派な保育士がいるというような単に結論だけ述べるというのは、非常に不誠実ではないかと私は思っています。</p> <p>十分に、ベテランの保育士、あるいは幼稚園の教諭、それと若い人とどういう経験を共有していくかということの議論抜きに、今みたいな答弁をされるのはいかがなことかと思いますが、いかがですか。</p>
事務局	<p>今委員よりご指摘をいただきました保育士の経験年数でございますが、今民間の事業者さんのほうが保育の経験年数については、若いのが今の現状であるという事実はございます。</p> <p>ただ、委員のおっしゃいましたとおり、確かに経験年数によって培われる部分はございます。しかし、その年齢層が、やはり満遍なく入っており、安心して子どもを預けられる年齢層、また若いから機動的に動ける、また新たなものに挑戦していくことができるという部分も持ち備えている部分が、若い部分での魅力あるところでもあろうかと思えます。</p> <p>そういった部分を全て合わせた上で、やはり民間事業者さんについても、協力をされておられるというような状況があらうかと思えます。そういった部分から申し上げますと、我々といたしましては、それだけをもって、やはり不適切というわけにはいかないと考えてございます。</p>
委員	<p>今後、民間委託する園と、それから市の保育士なり、幼稚園の教諭との間で、今後どういう保育なり、教育が必要かという議論を今後具体的に、</p>

事務局	<p>あるいは市が指導して、させていくという方針はないんですか。</p> <p>今ご指摘いただきました民間事業者、また公立との情報の共有という部分でございます。</p> <p>この計画の中では、公立施設の再編整備になってございますので、その部分については、書き記してはございません。</p> <p>しかしながら、今後、我々といたしましても、やはり民間の良い部分、また我々公立としての守口の幼児教育・保育を発信させていただく部分として、公立の園から、また私立の園から、ともに保育士、教諭が介するような形で、議論する場というものが、やはり我々としても必要であるというように認識いたしております。</p> <p>そういった部分につきましては、今後、設けさせていただくよう検討させていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>では、次の論点ですけれども、高裁判決は次のように述べているんですね。重大な利害関係を有する父母らに対して、本件保育所の廃止、民営化をする理由並びに、現に本件保育所において、保育を受けている児童につき、同民営化後にどのような形で保育を実施することになり、同控訴人らが、控訴人らというのは、父母ですけれども、父母らがどのような選択をすることが可能であるかについて、相応の説明をすべき信義則上の義務（公法上の契約に伴う附随義務）を負っているものと解するのが相当であると述べています。十分に説明しなさいと、こういう話をしているわけです。</p> <p>そこで、新たに認定こども園に移行することになるということなんですが、今新たな認定こども園の育児、教育内容は決定していますか。</p>
事務局	<p>まだ決定をしておりません。</p>
委員	<p>現在の進捗状況はどういうものでしょうか。</p>
事務局	<p>現在は8月13日に設置をいたしました就学前教育・保育研究プロジェクトチームにおきまして、その教育・保育の内容、あるいはその時間帯、お子さんの過ごし方、職員の体制等々につきまして、その検討を始めたばかりでございます。</p>
委員	<p>まだ、決定の時期も内容も定かでないという理解でいいですか。</p>
事務局	<p>中身については、今後検討していきますが、決定の時期につきましては、</p>

委員	<p>現在、諮問をさせていただいております公立のあおぞら保育所の認定こども園への移行が平成 28 年 4 月となっております。これを実現するためには、大阪府のほうへ、認定こども園の設立の届出という手続を要しますが、その手続の締め切り期限が本年平成 27 年 12 月 3 日となっております。</p> <p>したがいまして、その認定こども園における教育・保育のありさまにつきましては、事細かに検討して、その期日までに全ての書類をそろえて提出をするということになります。</p> <p>今の回答で明らかなように、期限ありきとしか聞こえないです。</p> <p>要するに、認定こども園の教育や保育の中身を十分に議論して、それを父母の皆さんに提示して、納得いただいて選んでもらうという過程は、どこで踏めるんですか。</p>
事務局	<p>教育・保育の内容につきまして、市の案が固まり次第、それを市民の皆様方に周知をする機会を持ちたいと考えております。</p> <p>当然、大阪府への届け出の前に、そういった機会を持ちたいと考えております。</p>
委員	<p>内容の吟味もまだできていないのに、どうして期限だけ定まっているんですか。おかしいのではないのでしょうか。</p> <p>募集の時期はいつですか。</p>
事務局	<p>募集の時期につきましては、現在 10 月 19 日以降を予定しております。</p>
委員	<p>10 月 19 日に何も提示できないわけでしょう。中身については、どうやって、父母の皆さんは選ぶのでしょうか。その内容も決まらないで、募集だけして、その後 12 月まで、何かを決めると、こんなおかしい話はないのではないのですか。中身の説明義務違反だと思います。判例で言っているのは、十分に皆さんの意見を聞いた上で、しかも説明もきちんとしなさいと言っているんですが、説明すべき中身も決まらないで、どうして時期だけ定まっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>時期の決定と申しますか、幼児教育、また保育の募集の時期が私立の幼稚園は 10 月 1 日、また公立については今回、すこやか幼児審議会のほうで、ご審議いただいて、この案についてのご意見を聴取した中で、我々としては、議会のほうへ上程させていただいて、認定こども園化を進めていく。計画(案)のとおりで行きますと進めていくという運びになってございます。</p>

委員	<p>そうしましたときに、議会の議決を得ますのが10月上旬になりますので、それを受けまして募集をさせていただくということになりますと、10月19日以降ということになっているところでございます。</p> <p>ただ、今申し上げました認定こども園についての幼児教育・保育の提供カリキュラムや、また詳細につきましても、今プロジェクトチームも発足させていただいた中で、検討いただいているところではございます。</p> <p>なにぶん、その部分について、お示しするのが、やはり12月ぐらいになってしまうかというところでございます。</p> <p>今、委員ご指摘いただきましたことを踏まえまして、我々としては、早い段階で、市民の方々に募集していけるような形に向けて最善を尽くさせていただきたいと考えてございます。</p> <p>最善を尽くしたって無理ではないですか。今の返答では。</p> <p>最初に申し込んで、後で計画を出すということでしょう。そんなもの絶対無理ではないですか。そんなもの誰が納得するんですか、もう一度再考される余地はないんですか。</p> <p>このままでは、この判決の趣旨に反するわけです。高裁判決は、説明しなさいというのを、あなたたちは説明しないで強行しようとしているわけでしょう。</p> <p>今の理屈で、回答になっていると思っているとか、私は、全然思いませんけれども。もう一度回答してください。</p>
事務局	<p>今の委員のご指摘の部分でございますが、裁判判例の趣旨にもございます。それで、我々といたしましては、その部分を踏まえた中で、我々としても、再度検討はさせていただく必要はあろうかと思えます。</p> <p>ただ、今現状で、計画（案）としてお示しさせていただいています中身に、新たな認定こども園の制度が平成27年4月に発足されまして、それに基づいて、やはり認定こども園の良さ、親の就労に限らず、子どもさんが平等に保育・幼児教育を受けることができるというようなこの制度に基づいて、今回、新制度の認定こども園が実施されてございます。</p> <p>そういった部分については、我々としても、やはり市の方針としては、将来的に認定こども園に移行する中で、3園に集約するという今回の計画の柱でもございます。</p> <p>そういった部分を含めた中で、我々としては、検討させていただいているところでございます。</p>
委員	<p>今日、3,000筆以上の署名が集まりましたでしょう。中身、父母の意見もたくさんあるではないですか。そういうことがわかりきっていながら、認定こ</p>

	<p>ども園の内容も提示できないまま申し込みだけしなさいという、こんな行政がありますか。私は聞いたことがないですよ。</p> <p>それで、これについては、説明義務違反が損害賠償請求がされるということなんです。私の申し上げているのは。</p> <p>すなわち、この大東市の判決からしたら違法なんです。契約義務違反なんです。損害賠償請求がかかるんです。このことを十分認識して欲しいと思います。</p> <p>それで、もう一度時期を含めて計画を練り直すということをぜひやっていただきたい。最後の私の意見です。</p> <p>それで、最後に質問ですが、市長にこのようなことを具体的に伝える意思はありますか。</p>
事務局	<p>市長へ、この今日の内容について伝えるかということですが、過去5回すこやか幼児審議会を実施させていただいております。その内容につきましては、逐一市長のほうにご報告させていただいております。</p> <p>今回につきましても、同様の形で我々といたしましては、市長に報告はさせていただきます。またお伝えさせていただきます。</p>
委員	<p>私の質問は以上ですけれども、今いくつかあげました論点については、ぜひ論点表に入れていただいて、議会の審議の土台にしていただけたらと思っています。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>今、委員のほうから認定こども園の内容も決まっていないのに募集をするというのは不誠実であり、違法であるという話がありましたけれども、この9月号の広報に募集が載りました。まだこちらで、いろいろ決まっていないからということもあるんですけれども、いつもどおりの公立幼稚園5園、保育所11園が載りました。</p> <p>今ここで、その廃園ということも念頭に置いて、計画（案）として出されて、今審議しているわけなんですけれども、本当に全部の市民の方が、これをわかっているわけではないので、広報を見て、何もわからずに申し込む方がいるのではないかとのご指摘をこの週末お電話いただきました。そのとおりだと思います。</p> <p>本当にこれ以上、どんどん混乱をさせてしまうようなことはとっても厳重に、慎重に注意をして避けていただきたかったなと思います。もう明日の9月1日から願書を取りに来られるわけです。そのときに、一人一人に、今こういう審議中ということはお伝えするということでしたけれども、これだけ見たらわからない方がたくさんおられると思うんです。本当に1個1個慎</p>

事務局	<p>重に、誠実に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>広報掲載にあたりましては、例年この時期にさせていただいているということもございます。</p> <p>その中で、今回すこやか幼児審議会のほうで、こういった案を提案させていただいて、ご議論させていただいているということも含めまして、時期については、さらに配慮した形でございます。</p> <p>また、記事の内容につきましても、すこやか幼児審議会の中では、ご決定いただき、議会で議決をいただくというような内容も踏まえて、掲載させていただいた経緯がございます。</p> <p>しかしながら、保護者の方、市民の方が、ご覧になられましたときに、やはり十分ではないような状況であろうかという部分は、我々としましても、今ご指摘いただきましたとおりに持っているところでございます。</p> <p>引き続き、電話での対応、また窓口での対応をきっちりと対応させていただいて、市民の方々に少しでも不安、ご心配がないような形で対応させていただきたいと考えてございます。</p> <p>今おっしゃいましたとおり、やはり早い段階で、わかるべき部分は説明をさせていただくということも含めまして、我々といたしましては、このご意見を頂戴いたしましたことを受け止めさせていただきます。</p>
委員	<p>本当に期限ありき、形はこうと決めたところから、現場の状況の把握よりも、そこから入ったというひずみがいろいろ起きていると思いますので、また、本当に集約、再編整備するにあたって、そのあたりのところもしっかりと考えていただいて、修正に臨んでいただきたいと思います。</p>
委員	<p>先ほど他の委員の質問の中で、少しお聞きしたいんですけども、すこやか幼児審議会のこの答申を考慮しなくてはいけないという何か法律はあるんですか。</p>
事務局	<p>法律上、このすこやか幼児審議会の答申が市長に対して強制力を持つということは明記はされておられません。</p>
委員	<p>ということは、この答申が出ても、市長の考え方一つでどうにでもなるということなんですか。</p>
事務局	<p>一定市の方針として出させていただく、また議会のほうへ上程させていただくという形になります。</p> <p>したがって、ここでご議論いただいて、ご答申を受けまして、我々は</p>

委員	<p>それを尊重させていただく立場で、やはり今後最終的な決定をさせていただくわけでございます。</p> <p>ただ、最終的には、議決という議会のほうへ上程させていただいて、その中で決定をいただくという形でございます。</p> <p>この答申をまさか提案されたままが議題の中にのぼるということはありませんよね。これだけ皆さんの熱い意見がたくさん出ている中では、そういうことは絶対にはないですね。</p>
事務局	<p>市民の皆様方からのご意見、あるいは審議会のご意見伺っておりますので、市長も、市民の方々のために、より良い子育ての環境をいち早く作りたいという思いですので、そういった観点からご判断いただけるものと考えております。</p>
委員	<p>ぜひ市長にも、5回の今までのこの議論を詳しく示していただいて、皆さんから出されているこの要望書や意見、署名などを市長のほうにもあげていただきたいと思います。</p> <p>それともう一つ、先ほど聞いていて、民間保育所に公立の保育士さんが交流ができるというような話をされていましたが、これは、本当に民間にそんな公立の保育士さんが交流できるという何か条例か何かあるんですか。</p>
事務局	<p>条例の中では、今現状そういったものはございません。ただ、今さっき委員のおっしゃいました引継ぎの段階で、移管後もその園の保護者の方々や園児さんを、公立の保育を引き継いで提供していただくという部分については市の責任という部分もございますので、我々としたしましては、保育士がその場で、その園がどのような形での運営状況になっているかというところは、やはり引継ぎの期間というものは必要かと考えてございます。</p>
委員	<p>前回、平成14年、15年、16年、民間移管されたときに、引継ぎができなかったわけですね。そういうのを考えると、そういうことができるかどうかというのは、ここではあまり言えないのではないですか。</p> <p>あのときはなぜ引継ぎができなかったか、ご存じですか。</p>
事務局	<p>申し訳ございません。今現状、私の知る限りでは、少しその部分については、認識しておりません。</p>
委員	<p>だからあまりにも簡単に、ご返事されるものだから、本当にできるのであ</p>

事務局	<p>ろうかというふうに思うんです。この場限りの回答ではいけないと思うし、そのあたりを考えてお答えしていただきたいんです。私も詳しくはわからないんですけれども、平成14年のときは、引継ぎはできませんでした。平成15年も16年も。そういう経過だけは知っているんですけれども、そう簡単に公立の保育士さんと民間さんと交流ができるようなそんな状況にあるとは思ってないんですよ。</p> <p>それと、各民間の園に、公立の保育士さんが行くという形を今ここに書かれていると思うんですけれども、そういうこともそんな簡単にできるものではないように思うんです。その点どうですか。</p> <p>先ほど委員さんのほうからご指摘がございました大東市の裁判例にもございます。そういった部分を踏まえた中で、我々としては、やっぱり引継ぎについては、そういう民間事業者がその後公立を引き継いでいかれるという部分について、やはり何らかの方策を検討していく上で、保護者の方々に安心していただいているような形の引継ぎをしていかなければいけないというような形で考えてございます。</p>
委員	<p>引継ぎに関しては、また議会のほうにかかると思いますから、このあたりにしておきますけれども、私は、今回この論点整理の中で、11番の今回幼稚園、保育所の保護者の方がたくさん要望書とか意見を出されていて、これを読ませていただいたんですけれども、この公立幼稚園を選んだ理由が本当に詳しくこの冊子にまでなってきたたくさん出されているのをずっと読んでいったんですけれども、どうして公立幼稚園を選んだかというのが書かれているので、その中から少しだけ抜き出しましたけれども、園内でサクランボやジャガイモを栽培して収穫をして、カレーパーティーやホットケーキなどを作って食育にも取り組んでおられることや、数字や平仮名を教えてもらうよりも、自分たちで考えてひらめいた遊びをして、砂や泥を使って、感触遊びが大切な子どもを育てている、そんな環境が好きだということを何人も書かれているのを見ると、やはり公立幼稚園をそうむげに簡単に3園にしてしまおうという発想には至らないんですよ。</p> <p>ただお金がないから、お金が安いから公立へ入れるという人がいないということが、この要望書を見ていると、よくわかるんですよ。</p> <p>きちんと私立との保育の違いをわかって、今入れているということが詳しく書かれているのを見ると、本当に簡単に、20人いないから統廃合してしまおうとなっているのがおかしいのではないかと思います。それが20人いても幼稚園を無くしていくということが出されているんですけれども、とうこう幼稚園や、やくも幼稚園など20人以上子どもさんがいるのに、それでも統廃合して、認定こども園にしていくということが書かれていますけど、</p>

<p>会長</p>	<p>その中でもやはり 20 人の子どもさんがいるところには、幼稚園として残していくのも方策の 1 つではないのかというふうに思うんです。そういうことをぜひ考えていただきたいと思います。意見でいいです。</p> <p>他にございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど委員が言われていました裁判例なんですけれども、否決の例が 2 例ほどあると言っておられたんですけれども、それについても少し説明をしていただきたいなと思うんですけれども。</p>
<p>委員</p>	<p>裁判例は、枚方、高石、横浜とあります。</p> <p>簡単にご説明しますと、横浜市は、これは地裁段階では、この条例廃止そのものも違法であると認定されまして、ただ、混乱が生ずるから無効にはしないという事情判決というんですが、これを使いまして、損害賠償も認めました。高裁ではこれを否定されて、最高裁で高裁が維持されたということがあります。</p> <p>枚方市、高石市は、取消訴訟のほうはそれぞれ否決されております。</p> <p>それで、枚方市のほうは、損害賠償請求も求められましたけど、これも否決されております。</p> <p>これは、枚方市のほうは、国家賠償請求という形でされまして、国家賠償請求の中でも明白に違法でない限り認めるべきでないという、非常に狭い範囲の認定がされて、この場合には、明白ではないという認定の仕方です。損害賠償が否定されております。</p> <p>それから、高石市は、損害賠償請求は起こしておりません。大東市は、さっき申し上げましたように、国家賠償請求と公法上の契約義務違反の 2 本立てだったんですけれども、公法上の契約義務違反のほうをとって、これを高裁が認めた。地裁は否定してあります。それで、高裁は認めて、最高裁が高裁を維持したと。</p> <p>ですから、総じて言いますと、この条例の廃止そのもの、民営化ですけれども、認定こども園の議論ではないんですけれども、民営化そのものについては、全ての裁判で裁判所はこれでいいですよと、あるいはやむを得ない、これでいいです。しょうがないねというような意見なんです。</p> <p>それで、ただ損害賠償については、割れていまして、認められた大東市の判決が活着しているということになっております。</p> <p>ちなみに、少し法律上の細かい議論と言ったら、本当は細かくないんですが、条例廃止というものが裁判で処分性があるのかということも議論されていまして、条例廃止そのものがこんな格好で裁判を起こせるんですかという処分性の問題があるんですけれども、これは最高裁で処分性が認められると</p>

委員	<p>いうことで落ちついております。</p> <p>以上が概要です。</p> <p>なかなか内容が難しいんですけども、いろいろまだ意見が分かれているという段階だと理解していいんでしょうか。</p>
委員	<p>意見が分かれているということではありません。</p> <p>この判例を見る限り、取消訴訟については認めないということで、ほぼ確定しているだろうと、処分性はあるんだけど認めないということで、ほぼ裁判例は確定しているんだと思います。</p> <p>損害賠償のほうについては、枚方市のほうは認められなかったけれども、大東市が認められた。</p> <p>ただ、これについては、個別の事情が絡みますから、別にどちらがどうこうというのではなくて、この事例の場合には認めなかったけれども、この事例の場合には認められたということですので、特に分かれているということではありません。</p> <p>ですから、大東市の事例を見る限り、大東市の同じような論点があるのであれば認められる可能性があるということなんですね。守口市においても。ただ、事情は違いますから、損害賠償請求されたときに、国家賠償法に基づくのか、公法上の契約義務に違反したのかという組み立てもありますし、守口市の場合に、どんな経過でこの議論がされ、どんなことで推し進められて、どのような損害があったのかというようなことは、個別に議論されるわけですから、それはやってみないとわからないと、こういうことになると思います。</p>
副会長	<p>少し教えていただきたいことがあるんですが、この大東市の判決は、委員に今ご説明いただいたように、全体の中では損害賠償を認めた数少ない事例で、私はこの事例は、引継ぎが非常にずさんで、選考された民間保育園の保育の内容が非常に芳しくなく、保護者の信頼関係が移管後築けず、結果として、移管によって、児童の発達、特に人的環境についての影響が非常に著しく出たケース、実際に委員の資料にもありますように、支援に登校を嫌がる園児が複数名出た。あるいはけがが連続している。あるいは5歳児のクラスが新しい保育士になじまない。こういう特殊なケースで移管が失敗してしまった場合には、そして、実損害が発生していますから、損害賠償になったのかなというふうに、私は理解していたんですが、そういうように理解してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>この判決、私も検討したんですが、具体的な事実が、今委員が言われたよ</p>

<p>副会長</p>	<p>うに、認定されているんですね。それが特殊かどうかは別です。十分あり得る事態でないかと。</p> <p>引継ぎが3か月のようで、12月の議会か何かで決定して、4月からやってしまったという事例だったかと思うんですけども、これはいかにもずさんなんですけれども、ここで起こっている、事実認定されていることが、先ほど少し聞きましたけれども、あり得る事態だと私は思っています、これが本当に特殊なんだろうか。</p> <p>それで、引継ぎを間違えますと、やっぱり同じ事態に陥るのではないかと、そういう意味では、事例の判断ですけども、それは必ずしも特殊ではないというのが私の読み方なんです。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>裁判事例で出てくる事案は、保護者と保育所、そして市が対立関係にあつて、移行について協力関係が築けないと、子ども自身が非常に不安定な状況になって、家庭でも保育士の悪口、あるいは保育園の悪口を言っていると、子どもが登校できなくなるというような事例なのかなと思って、私自身は、失敗事例で損害賠償問われても仕方がないと。</p> <p>ただ世の中は、大多数の自治体で民営化をしていって、常にこういう状況が現れているとは思えないのです。</p> <p>そこはやはり、本市においても丁寧にやっていただく必要があるかなと思っています。</p> <p>それから、今ご紹介いただいたやりとりを見ていて、こうしたやりとりが訴えられた場合には、相手側、保護者側の弁護士さんから鋭く突っ込まれて、市が持つのかという予行演習をやっていただいたようなやりとりだったかなと。</p> <p>それで、どう考えても、このままこの計画どおりにやって訴えられたら、市の側は、よほどの凄腕の弁護士さんを雇っても、かなり応戦に苦慮するだろうなという印象を持って伺っていました。ありがとうございます。</p> <p>あと、今ご紹介いただいたように、横浜市の事例は、最高裁がやはり損害賠償自身は認めておりませんでしたけれども、条例の処分性を認めたという点と、やはり、児童と保護者は卒園まで、期間満了まで保育を受けることを期待できる公的な立場にある。</p> <p>ですから、そこを選んだ場合には、通常は、そこで卒園できると思って選んでいるわけですから、その利益、期待は最大限尊重することが契約上の信義則だと。</p> <p>そのことは、丁寧な説明であつたり、可能な限りの調整であつたり、十分な引継ぎ期間を設けるであつたり、いろいろな部分で配慮が求められていることなのですが、少し私としても、少なくとも在園児が就学するまでは、廃</p>
------------	---

<p>会長</p>	<p>園、統合、あるいは移行するのを待つて欲しいなど。</p> <p>この計画のスケジュールは、少し性急過ぎて、本来とるべき手続きを十分とっていないので、争われた場合には、やはりいくつか課題があるということが、今お話を聞いていてわかりました。</p> <p>今現在利用されている幼稚園、保育所、子ども、保護者の契約上の利益自体を十分配慮する計画として、改めて見直して欲しいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>今、委員ご指摘のとおり、横浜の裁判は、最高裁では住民が敗訴しておりますが、非常に重要な中身を持ってしまして、今言われたやっぱり十分尊重しなさいと、その園に通っている子どもの権利を十分配慮しなさいという点が、非常に大事な判決の中身になっております。それはご指摘のとおりです。それで、もう1つは、今回の問題で、この裁判から新しい、そうでないこの裁判で論点になっていないものが実はありまして、それは認定こども園の論点が全くないわけです。</p> <p>ですから、この守口市のこの件は、民営化だけの問題ではないと。民営化されたときに、形態も変わるというもう1つ複雑な問題がありまして、そうになると、保育と教育をどうするんだというその中身を提示できていないことの重大性というのが、より一層際立っていると私は思っているんです。</p> <p>ですから、先ほど、9月に募集して、12月までには案を出しますなんていうことでは済まないということを私は考えてまして、しかもそのことが、今までの裁判以上に議論になり得る。だから、このことが例えば、私が保護者の代理人であったら、弁護士としてそのことはやっぱり議論することに、なろうと思います。</p> <p>ですから、この判決だけでは、まだ論点が本件の場合は、守口市の場合は足りないんです。</p> <p>認定こども園の問題点を裁判で議論しなくてはいけないことになるというのは、より一層深刻な問題が出てくると思います。</p> <p>ですから、そのことを踏まえて、今回も議論して、十分な議論ができないまま出発すると、非常にお子さんが困った立場になる。父母が困った立場になる。</p> <p>それと、他の委員が言われましたように、市と保育園、あるいは認定こども園というものの関係が非常に悪くなってしまうのではないかと、だから、それが全部子どもに反映するのではないかと、だから、もっと丁寧に、認定こども園にスムーズに移行するというのを慎重、しかも丁寧にやらないと、もっと大きな論点が出てきてしまいそうな気がして、私はなりません。</p> <p>ですから、この私をご紹介した大東市の判例だけの問題でないことを十分</p>

	に配慮いただけないかというのが私の意見です。
会長	他にございませんか。
委員	通園バスについて、伺いたいですけれども、まだ決定ではないと思うんですけれども、通園バスのことについては、どういうふうにお考えですか。
事務局	今、諮問させていただいております案の中には、通園バスについて、過渡期における通園バスの利用については、保護者負担の軽減を図りますということで、15ページのほうに書かせていただいておりますが、通園バスについては、統合、また廃止等で、今現在通っておられる方に影響が出る期間、これを過渡期というふうと考えて、その間にはバスを走らせ、かつ経済的な負担を軽減する形で、そのサービスを提供したいというふうと考えております。
委員	例えば、保育所も閉園されるんですけれども、保育所だと、低年齢の子どももいると思うんですけれども、何歳ぐらいから通園バスには乗れるのでしょうか。
事務局	<p>保育所におけます通園バスというのは、実例が少ないですが、市内の私立の保育所さんの例を見ますと、0歳児から5歳児まで、全て保護者の同伴なしで通園をされているという実態がございます。</p> <p>また、通園の時間帯につきましても、朝の7時過ぎから夕方の6時半近くまで登園の時間帯と降園の時間帯に、何便かにわたって、その便を設定されている。</p> <p>また、バスの車内でも0歳児や1歳児の小さなお子様もご利用になられるということで、チャイルドシートの整備だとか、あるいはもう少し大きなお子様方のためのもども用のシートベルト、そういったものも設備を整えているという例がございますので、そういったものを勘案しながら、最も皆様方の安全性、利便性に役立つ形のものを検討したいと考えています。</p>
委員	そうしたら、私立の認定こども園になったときに、その認定こども園で運転手も雇って、バスも持つということでしょうか。
事務局	<p>実際には、まだこの計画案の中でございますけれども、過渡期について、統合、再編させていただく段階についての保護者の方々のご負担、また園児の負担を軽減させるという意味での案でございます。</p> <p>したがって、我々としていたしましては、今現状で、とうこう幼稚園についてもバス通園がございます。これについても委託という形を通してさせて</p>

委員	<p>いただいているところでございます。</p> <p>とうこう幼稚園で見ている限り、委託ということで、よく帰りのバスはありませんとか、例えば、朝、警報が出ていなかったら、もう迎えには行けませんみたいなことをよく耳にするんです。</p> <p>やっぱりそうすると、保育所の方とかは困ると思いますので、もし通園バスを決めるのなら、そのあたりのところもしっかり決めていただきたいと思います。</p>
会長	<p>他にございませんか。ないですか。</p>
委員	<p>もう1点、とうこう幼稚園のあるお母さんに聞いた話なんですけれども、今通っておられるお子さんの下のお子さんのことを心配されて、今現在、認定こども園になっているところに、3歳児、1号からの入園について、聞かれたそうなんですけれども、だいたい5名ほどです。2園聞かれて、もう1園のほうでは3名程度ですと言われたそうなんですけれども、やはりそうなると、幼稚園に今まで2年保育、3年保育にやっていたお母さんたちは、子どもを入れることができない。あおぞらは30名ほどということでしたし、ほかの園では、5名、10名ほどということになると、今までとうこうは、50名ほど、40名以上、2年保育を希望している方がいるんですね。その方たち全員が入られないという計算になると思うんです。そのあたりのところは、やっぱり、私から見れば、少し計算違いではないかなというふうに思うんです。</p> <p>待機児童がいなくなりますというふうにはいつもおっしゃられるんですけども、2年保育、3年保育を考えている方全員入れるんでしょうか。</p> <p>先ほど、他の委員も言われたように、お母さんたちは、幼稚園をどこでもいいわという方もいるかもしれませんが、やっぱり保育内容を聞いて、考えて、入れているんだと思うんです。</p> <p>だから、やっぱり地域に1園というのは少な過ぎると思うんです。もう少し、公立を望まれる方が全員入れるように、そこは本当に考えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>とうこう幼稚園の統合再編について、あおぞら保育所で今現状の保育を行っております人数プラス1号の子どもさんという形も考えてございます。</p> <p>ただ、今おっしゃられましたとおり、とうこう幼稚園の年中さん全てを受け入れる体制ではないというのが、今の現状でございます。</p> <p>ただ、我々といたしましても、とうこう幼稚園も、やくも幼稚園もそうでございますが、今現状20名以上はいらっしゃいます。今後、公立のニーズについては、やはり、需要はあるものの、年々縮小しているというのが現状で</p>

	<p>ございます。その中で、私立の幼稚園が認定こども園化されて、また、幼児教育、保育の部分に、やはりその部分を担っていただけという状況で、平成 29 年度以降再編整備されるわけでございます。</p> <p>そういったことも含めた中で、我々としては、とうとう幼稚園、また、やぐも幼稚園につきましても、このままの状況で維持し続けるのが、果たして将来のために正しいのかということについて、我々として議論した結果、今回の案をご提案させていただいた状況でございます。</p> <p>しかし、4 歳、5 歳の 2 年保育の需要というものも確かにあるかとは思いますが。その部分については、私立の幼稚園についても、4 歳、5 歳では、若干ではありますけれども、やはり募集されておられるということもございます。</p> <p>そういったことを含めて、人数を見た中で、我々としては、待機児童が起これないような状況で、認定こども園への移行を進めてまいりたいと考えてございます。</p>
委員	<p>言われていることはよくわかるんですけども、私たち保護者の方も、未来永劫残してくれと言っているわけではないと思うんです。少子化になって、認定こども園にしないといけないというのはわかっていると思うんです。</p> <p>でも、その前にいろんなことを出されていることをもう少し考えて、保護者の意見も取り入れていただければと思っています。よろしく願います。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>先ほど少し他の委員もおっしゃっていたんですけども、保育士の方が、これから、例えば民間園になったときに、私は公立というのはやっぱりリーダー的な存在でこれからもあって欲しいと思うんです。例えば、重度障がいをお持ちの方の支援の仕方とか、小学校との連携とか、これからは、私立の園においても、進めていっていただきたいし、手厚くしていっていただきたいし、そういうノウハウを公立のよく経験を積まれた保育士さんに教えていっていただきたい。そして、市の全体のレベルアップしていただけたらと思うんですけども、今までそれができなかったとおっしゃっていますが、それは、法的とかそういうことでできないのですか。それはぜひ望むことなんですけれども、仕組みとしてはできないのですか。</p>
事務局	<p>今現状におきましても、私立の保育園につきまして、公立の保育士が巡回の臨床心理士の先生等について、やはり巡回指導をさせていただいて、その中で、やはり子どもさんの発達について、先方の保育士さんと話すしたり、保育の持っていく方をこうしたほうがいいんじゃないというような形の話は</p>

委員	<p>しながら、進めているというのが、実情でございます。</p> <p>それで、今後、公立が3園に再編されるというような今の計画案の中で、そうなりますと、私立の障がい児に係るウエートのかけ方というのが、やはり重きを置いていただかないと、なかなか市としての保育が成り立たない部分がございます。</p> <p>そういった部分におきまして、今後、さらに今おっしゃられましたとおり、やはり公立の今までの経験なり、培ってきた部分を、私立のほうにももう少し頻繁にといいますか、機会があるごとに伝えていく場も設けさせていただいて、また実際に巡回指導の回数を増やすというような対応はとらせていただくべきものであると考えてございます。</p> <p>本当に、法的とかそういうことでだめだということではないのだったら、今まではしなかったかもしれないけれども、これから集約していくとなると、ぜひそれはやっていただきたいと思います。</p> <p>その上で、公立、私立、それぞれの良さがありますので、それをもっと存分に伸ばしていただいて、選択できる形を残していただきたい、集約しながらもそれはできる範囲で、精一杯残していただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>守口の目指す子ども像とか、公立はこうであるというのを明確におっしゃっていただいて、その責任で、しっかりそのあたりも整えていただきたいと思いますので、民間園に関しても、お金だけ出してというのではなくて、管理責任が絶対にありますので、しっかりと内容も見ていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
会長	他にございませんか。
副会長	もうそろそろ最終的にまとめに入っているということですよ。
会長	そうですね。
副会長	<p>議論出尽くしたということで。</p> <p>それでは、2点ほど教えていただきたいんですが、この論点整理の通番1の点、2でしょうか。</p> <p>民間ではやれないような市立の認定こども園の姿を具体的に示す必要があると論点があがっておりますけれども、前回、市立幼稚園の先生、市立保育所の先生、どちらも認定こども園をやりたくないとおっしゃっておられて、本当に市立の認定こども園作れるのか、残していいのかとも思っています。</p>

本来であれば、需要と供給をしっかりと見極めながら、性急ではない廃園プランというものがあってもいいかなとも思います。

仮に残すとすれば、市立の認定こども園も要らないのではないかと。ただ丁寧な再編をやってください。今在園の利用されている方の利益は、最大限尊重していただいて、事前に市民の方についても、何年閉園ですということをご承知いただいた上で、閉めていくという手続が必要なのかなとも思うのですが、やはり、考えてしまうのは、今回多数市立幼稚園、市立保育所のファンがいるというのはわかって、その内容もどうして選んだかということもよく理解はできています。

ただ、同じように、多数の民間幼稚園ファン、民間保育園ファンがいて、なぜ公立を選ばなかったかということを見ると、同じように多数出てくるはずなんです。

合わせて考えると、2倍経費がかかっているというところがやはりとても大きくて、今回、新たに新設で施設整備の費用を市が全額負担して、合わせて40年継続する建物を建てて良いのかと考えた場合には、40年2倍経費がかかっている状態が続いてしまう。このつけは将来の子どもたち市民に転嫁されていくことになるので、やはりそこは慎重に議論をする必要があると思います。

なおかつ2倍経費がかかっているとしても残すとすれば、やはりその役割、機能をしっかりと市民の方に納得していただけるものと考えておく必要があると思います。

本市において、一番の問題は、0、1、2歳で、幼稚園にも保育所にも入っていない在宅の方々には支援が十分届いていないということだと思います。

こうした現状を踏まえて、この0、1、2歳で、在宅で子育てしている方々に、しっかり支援を届ける必要があって、1つは公立園を全て廃園して、その浮いた費用をここに投入するというのも考えられますが、残すとすれば、残った公立園が地域の拠点となって、本来、認定こども園、幼稚園、保育所の機能以外のものを担っていく覚悟が必要なのではないかと思っています。

そこに、公立園をエリアの拠点園として存在させる意義があるなど考えております。

例えば、地域の虐待の未然防止のネットワークを作る、子ども虐待防止アドバイザーと連携しながら、それぞれの研修会をこの拠点園が中心となってやっていくとか、地域のファミリーサポートセンターの人材育成や、事業の応援、相談、こういったものをきちんと引き受けていくとか、民間中心に取り組みされているリフレッシュ時預かりで、0、1、2歳の在宅で子育てしている方々の一時預かりをこの3園となっている拠点園で、しっかり受け入れていくとか、ひとり親でこの0、1、2歳で子育てしている方々の相談、応援、こういったものをしっかりマイこども園として、担当を決めて関わる

事務局	<p>とか、あるいは、家庭教育への支援をこの拠点園で行っていくとか、病児、病後児保育事業の中で、従来、健康推進課が中心となって行ってきたものをこの拠点園がさらにフォローアップするような形で、気になる世帯の継続的な支援に関わるとか、子育て支援センターについても1か所あるのみですけれども、3か園で拠点できちんと支援センターの役割を果たしていくとか、プレママ対策を健康推進課と一緒にやっていくとか、あるいは、ティーンママ、ヤングママの支援を丁寧にマイ保育園、マイ幼稚園でやっていくとか、そういうプラスアルファの機能を盛り込んだものがあれば、2倍かかっているとしてもセーフティーネットとして、そして市が行うべき公立園としての役割を果たせると思うのですが、私は実は、前回の保育士さん、あるいは幼稚園教諭の先生から、こうしたことをやらせて欲しいという報告を求めて、あえて発言の機会を用意してくださいとお願いしたのですが、残念ながら、今ある保育所、幼稚園の機能に、閉じこもって、立てこもって、これを残してくださいとおっしゃるので、やはり、全園廃園、ただ、時期は、慎重に考えていただいて、10年くらいかけて、需要と供給をにらみながら、廃園していくのが良いのか、それとも保育士、あるいは幼稚園教諭の方々の意識改革は可能で、そういう市の施策の重要な部分を民間が担わないところを担っていくという覚悟があるかどうかというのが、非常に気になるところで、このままの認定こども園のまま、1号と2号、3号のクラスを作って、あるいは担当を決めてやりますだけでは、2倍のコストは、やはり承服し得ないように思うのです。</p> <p>事務局からは、お答えいただきましたのですが、仮に計画の全体、あるいは部分的な延伸を行った場合に、職員の確保はできるのでしょうか。年齢構成とか、数とかが非常に気になりますが、いかがでしょうか。</p> <p>今委員がおっしゃいましたとおり、今現状の保育、幼児教育の体制でございしますが、非常に厳しいものがございます。</p> <p>先ほども申し上げましたとおり、やはり、公立的な運営というものが、過去のすこやか幼児審議会の中でも出されている中で、採用についてしてこなかったというような状況もございます。</p> <p>これにつきましては、我々としても、さきの計画をもっと早い段階でやっておくべきだったというような形で、我々としても反省しておるところでございます。</p> <p>しかしながら、今おっしゃいました今度の新たな認定こども園という制度ができて、これについて、市としては、公立でのやはり保護者の方々、また、児童の選択肢を広げるという意味からいきますと、公立でもやはりニーズに応じていきたいという部分がございます。</p> <p>そういった部分で、我々といたしましては、今回の計画をご提案させてい</p>
-----	---

	<p>ただいているところでございます。</p> <p>ただ、この計画が期間的に、いろいろご議論いただく中で、ご指摘いただいている部分でございます期間が短いのではないかとというようなところもいただいているところでございます。</p> <p>その一方で、今、委員がおっしゃいましたとおり、やはり体制の整備という部分もでございます。</p> <p>そういった部分につきまして、我々としましては、この計画の案が、答申をいただきまして、最終的な決定をさせていただきましたときには、やはり再編整備の時期というものが、見えてくるというような状況を考えてございます。</p> <p>その段階にございましては、やはり職員の採用についても、我々としましては、公立で維持していくべきものについては、その採用の計画にのせていく、また、その任期のない採用だけでなく、やはり多種多様な任用形態が公務員のほうにもございます。そういった部分を含めた上で、我々としては、計画を進めてまいりたいと考えてございます。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございせんか。</p> <p>ないようでございますので、先ほど委員の皆さんの意見、そしてまた裁判の判例等々、いろいろありました。そのあたりも踏まえて、保護者からの意見、要望等も踏まえて、今後それを十二分に反映していただくように、お願いをしたいのと、それと、PTAの方々から、市長に対しての懇談会の申し入れがあったという報告がありました。そのあたりは今どうなっていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の市長のほうにその要望についての文書のほうをさせていただきました。</p> <p>市長についても、今現状では、すこやか幼児審議会のほうへ計画を投げかけている段階であるので、そういったことは差し控えるということでございます。</p> <p>しかし、答申を出していただいた段階におきましては、やはりその保護者の方々のご要望も検討させていただくというように市長は話しておられます。</p>
<p>会長</p>	<p>そのあたりも前向きに検討していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ほぼ、意見が出尽くしたように思いますので、答申に向けて、いろいろな論点が整理できましたので、そのあたりも整理していきたいと思っております。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>

	<p>午後 8 時 06 分 休憩 午後 8 時 16 分 再開</p>
会長	<p>それでは休憩を閉じ、審議会を再開いたします。</p> <p>それでは、第 3 回の審議会及び今回の審議会前半で行いました議論を踏まえた答申案に盛り込むべき事項を整理をしていきたいと考えております。</p> <p>これまで審議会で議論にあった事項ごとに内容の確認を行っていきたいと思います。</p> <p>まず、計画全体に関してですが、委員の皆様におかれましては、何かご意見等ございますでしょうか。計画全体についての意見等ですが、ありましたらお受けいたします。</p>
委員	<p>具体的に計画にありました時期でありますとか、あと内容もやっぱりもう少し現状に合わせた形に修正をお願いできたらと思っています。</p>
会長	<p>計画については、現状に合わせて集約していただきたい。</p>
委員	<p>すみません、もう少し現状に合わせた利用者の方に納得をしていただける形での計画にしていきたいと思います。</p>
会長	<p>他に。</p>
委員	<p>箇所数ですけれども、東部・南部・中部の各エリア 1 個ずつという提案ですけど、これを複数以上にさせていただけたらと思います。</p> <p>それは、別に建替えではなくても、今、民間移管されようとしているところをそのまま公立に残すことも必要ですし、またこれから子どもがどんなふうに減少するかわからないですから、そのときにまたもう一度考えるという案が出ていましたし、そういう考えもいいのではないかと思います。</p>
委員	<p>バスが出るのなら、別に 3 つでも問題がないのかなと思うのですけれども。</p>
委員	<p>先ほど質問の中でもしましたが、障がい児の問題などを考えますと、バスが出ればいいということにはならないだろうと思います。</p> <p>それから、エリア的に一番上は東部地区でしたか、府道 13 号線が貫いているあたりの上と下、非常に地域的にも広いですし、全体的に箇所数を 3 つと決めないで、今後検討していくぐらいの柔軟さを持っていただけないかというのが 1 つです。</p>

	<p>それからもう1つは、この答申をどういうふうに扱われるのかを私はわからないんですが、きちんと尊重していただけるのかどうか、これについては、むしろ会長にお聞きしたほうがいいのかもしれませんが。当局に聞いたほうがいいのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>そうですね、私は、これを取りまとめて、事務局、そして市長がこの審議会の答申を十二分に尊重した上で、結論を出されると信用しております。信じておりますので、事務局側もたぶんその辺の覚悟をもって、この審議会に臨んでいただいていると思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>他に。</p>
<p>委員</p>	<p>あと経済的に大変な家庭の子どもさんに対する質の高い幼児教育の確保は、市が責任を持つということをお願いしたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>在園児を考慮した、先ほど委員も言っていましたように、延期のほう、計画の見直しというところと、認定こども園が、平成28年4月からというあおぞら保育所のところですが、そのスタート時期の延期というところ、まずその2点を考慮していただければと思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>他に。</p>
<p>委員</p>	<p>募集をかけてしまったところに対して、連絡があったところだけに対して、今こういう状態ですとお伝えするとおっしゃっていたんですけど、私立の園、もう9月1日明日から募集等かけているので、もし行けない場合、私立第2希望という親御さんのために、すぐにでも皆さんに伝わるように連絡差上げたほうが丁寧かと思うんですけども。</p> <p>私立の場合、だいたい先着順とかになるので、本当に早くお伝えするべきだと思うんですけども、すぐ訂正だとか、問い合わせがあった分だけではなく、訂正の何か出すなり何なりしたほうがいいと思うんですけども。</p>
<p>会長</p>	<p>すみません、もう1回少し最初から言ってもらえますか。すみません。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほどの委員がおっしゃった、連絡は問い合わせがあったところに対して、今の現状をお伝えするとおっしゃっていたんですけども、そうしたら、私立の園に行きたいという人は、手遅れになってしまう可能性があるもので、明日にでも訂正しますというのを市民全体にお伝えしたほうがいいと思うんで</p>

	すけど。
事務局	委員ご指摘の訂正というのは、市の広報の内容ということでしょうか。
委員	訂正というのは、今こういう状態ですよということを皆さんに周知させるべきだと思うんですけど。
事務局	この今、私どものほうから諮問させていただいている内容は、この答申をいただいて、今後変わる可能性があるということを市民の方々にもう一度周知するというご趣旨でしょうか。
委員	そうです。
事務局	その点につきましては、今もこの案につきまして、ご説明を申し上げるときには、今まだ確定ありませんと。答申につきましては、まだ9月に入ってからからの答申をいただきますので、それについて、それを踏まえて、市の方針というのは決まっていくと。 その部分については、実は、募集の数なんですけれども、それについては、答申をいただいた後、教育委員会への報告の機会を経て、9月半ばごろに募集要項という形でお示しをさせていただきたいと思っています。 ですから、募集が始まるのが10月19日ですが、実際には募集の中身については、各園の定員、幼稚園の部分につきましては、事前に9月半ばごろには、今の予定では14日から18日の週には、市民の皆さん方がお知りいただけるような状態にしていきたいと考えてございます。
委員	私立の願書の受付が、もう明日からになるんですよ。もし、じゃあそれで考え直される保護者の方とかは。
会長	暫時休憩いたします。 午後8時25分 休憩 午後8時37分 再開
会長	それでは、休憩を閉じ、審議会を再開いたします。 休憩前の質問についての答弁、
事務局	私立の幼稚園の願書の配付は、9月初旬ということで、願書の受付については10月1日からとお聞きしておりますので、募集については、守口市内の

<p>会長</p>	<p>私立の幼稚園は、それで統一しているということです。</p> <p>他に。</p>
<p>委員</p>	<p>そうしたら、今保育所に入られている方がいらっしゃいます。継続の書類が、今各保育所に回っていると思うんですけど、あれでだいぶ混乱をされているようなんですけど、申し込みしても無くなるのではないかと、書いていいのかわかるということをしているんですけど、変更があったらどうされるんですか。継続の書類は全部に、もう回ってますでしょう。</p>
<p>事務局</p>	<p>例年、この時期に保育所を来年の3月以降やめられるとか、もしくは、転所ですね。保育園を変えたいというその旨の調査をするんですけども、今回はたまたまこの計画とぶつかりましたので、今そういった不安のお声を、お聞きしているのは現実知っておりますので、明日に、まず保護者向けに公立の保育所だけになりますけれども、計画は、今、一応まだ確定はしていないので、確定しましたら、また確定した内容でもう一度保護者の意見をお聞きするという内容の旨の掲示をさせていただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>その掲示のものを保護者全員に配られるんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>すみません。文書が整いましたら保護者全ての方に配りたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>これだけこのすこやか幼児審議会ですらいろいろな意見が出てもめているわけですから、もう少し丁寧に保護者にも不安がないように、早々と継続の書類など渡さなくてもよかったのではないかと私は思いました。意見です。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>議論もそろそろ終わりかと思っておりますので、私が申し上げた今日の質問事項のうち、特に引継ぎの点について、これを十分に考慮いただきたいと、それで、論点にあげていただきたいと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど、委員からバスの件がありましたけれども、障がい児の支援は、公立・私立問わず市も助成に力を入れて、その充実を図っていただきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんか。</p>

委員	<p>公立を希望されるお子さんは、できれば通えるようにしていただきたいというのが希望なんですけれども、特に障がいをお持ちのお子さんでも安心して、公立に通えるように、やっぱり数であったり、必要になってくると思いますので、そのあたりも考慮していただきたいと思います。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>先ほども、あおぞら保育所の認定こども園について、いろいろ議論があったり、12月までに府に出さなければいけない等いろいろ問題点もあったんですけども、そういうのを見ますと、慌ててあおぞら保育所を認定こども園にするのにも、来年にしなければいけないのではなくて、もう少し余裕をもって、認定こども園にされてもいいのではないかと思うんですね。まだ、国が認定こども園を言い出したばかりで、他市の事例がどのようなものかというのが、全然見えてきていない中ですから、慌てて飛びついてする必要もなく、少しきちんとデイリーなど確かめて、それからやっていただきたいと思います。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>先ほども申しましたけど、やっぱり公立の役割というのは、もう一度きちんと精査していただいて、本当に現状に沿った改革というのをしていただきたいと思います。</p>
会長	<p>他に。</p>
委員	<p>先ほどお2人の委員がおっしゃられたとおり、民間移管自体がいけないということではなくて、この場合、非常に特殊な例ではあるとは思いますが、一番問題になるのは、やはり信頼関係の構築だろうと思います。</p> <p>それに関しては、十分に配慮、1年間という判例が出てしまっているとおっしゃっておられました。それに間に合うだけの時間的な余裕を配慮していかなければいけないのではないかなと思っております。そういうことを除けば、やはり私立も認定こども園もそれなりに特色をもって、いろいろと頑張っておられます。</p> <p>それから、たぶんご承知のとおり、障がい者の方の補助金が少ないから、なかなかやってもらえない。補助金さえ出せば、民間のほうがもっと一生懸命やってくれる可能性も十分にあるわけでございます。そういう意味で、大卒で私はこの諮問案に賛成でございます。</p>

	<p>ただ、その時期につきましては、若干見直す必要があるかと思っているということでございます。どうぞよろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>他に。</p>
<p>委員</p>	<p>将来世代に大きな負の遺産を残さないように、今できることは今解決する。そのために、今回皆さん集まったんですから、その点をよく考えていただいてご決断していただきたいなと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんか。 ないようでございますので、計画全体についてのことにつきましては、一応これをもって終了といたします。 次に、幼稚園に関しまして、ご意見等がございましたらお聞きをいたします。 幼稚園についてないですか。</p>
<p>委員</p>	<p>平成 27 年 3 月で廃園、統廃合しようとしている東部のこの 3 か所、これがあまりにも拙速過ぎると思いますので、日にちをもっとずらして、今の在園の方が卒園できるまでは、そのままにしておいていただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>さっきの大卒のことと重なってくるかとも思うんですけども、やっぱり幼稚園の集約の仕方を本当に無駄なく効率的に、一時暫定的な集約とかせず、ちゃんとした計画のもとで進めていっていただきたいと思います。一番わかりやすいのはやくも幼稚園、耐震も終わり、20 人以上いるというところを大きな小中学校との一体化の計画があるのに、とりあえずそういうような暫定的にということに、そういう細かいことを一つ一つ見直して進めていっていただきたいなと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんか。 幼稚園に関して、もうないようでございますので。</p>
<p>副会長</p>	<p>1 点よろしいでしょうか。幼稚園につきましては、現在の利用定員は、やはり実態に合わせて見直すべきではないかと思っています。 あわせて、これまでの答申でもありましたように、園児確保の経営の努力を職員一丸となってやっていただく必要があるのではないかと思います。その点は、ぜひ答申に反映していただきたいと思います。</p>

会長	他にございませんか。
委員	20名以上在園児がいるとうこう幼稚園とやくも幼稚園は、やっぱり残すべきだと思います。
副会長	20名は少な過ぎると思います。最大限の努力をして、民間園並みの努力をするべきだと思います。そのための応援は、やはり市からしていただく必要があって、3歳児保育であったり、民間園並みのサービスをきちんと確保できる体制を作っていたきたいと思います。
会長	他にございませんか。 ないようでございますので、幼稚園に関しましては、これで終了いたします。 次に、保育所に関しまして、意見等ございましたらお受けをいたします。 保育所について、何かございませんか。これらの発言していただいていることについては、答申のほうに盛り込むということでございますので。
委員	どうしても保育所を転園せざるを得なくなったということを考えたときに、しっかりと次の転園する箇所、場所をしっかりと確保しておくところを答申に盛り込んでいただければなと思っております。 そして、もう1つは、遠い園であったり、そういったところに転園せざるを得なくなった場合に、通園バスをしっかりと過渡期だけではなく、ずっと運用するというところ、またもう1つは、私立に転園せざるを得なくなった場合の制服代であったり、そういったところの助成をできるだけしていただくようにということを答申に盛り込んでいただけるようによろしく願います。
会長	他に。
委員	保育所だけではないんですけども、幼稚園と保育所両方なんですが、募集の際に、廃園・統合が何年後かに迫っている場合、きちんと説明する必要があると思いますので、その点も盛り込んでいただきたいと思います。
会長	他にございませんか。
委員	保育所の待機児童が発生しないように、それと、兄弟関係が同じ保育所に行くことができるように、この前何回目かの審議会のときに言いましたけれども、あおぞら保育所に上の子を入れて、下の子を1号線沿いのひよどり保

会長	<p>育園に入れておられる方がいらっしゃるんですけども、すごく距離があるので、大変なんですよ。</p> <p>そういうことが子どもたちに起きないように、一緒に園に入れるような、そんな体制をとっていただきたいと思います。</p> <p>他にございませんか。</p>
委員	<p>今日も親御さん、保育所、幼稚園の親御さんからたくさんの陳情が、委員の方それぞれ配付されていると思うんですけど、この意見を最大限活かしていただけるような答申にさせていただけたらなと思います。</p>
会長	<p>はい。先ほども申しあげましたように、保護者からの要望等も、この審議会に出していただいていますので、それも反映した答申をしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>ないようでございますので、保育所については、これで終了させていただきます。</p> <p>次に、障がい児保育に関して、意見等お受けをいたします。</p> <p>障がい児についてございませんか。</p>
委員	<p>先ほども全体の中で言ったんですけども、本当に公立・私立問わず、しっかりと助成をして、充実をさせていただきたいと思います。</p>
委員	<p>先ほど質問の中でも述べましたが、個別具体的な障がい児の状況を正確に把握していただいて、どの程度の援助ができるのか、あるいはそれには何が必要なのか等、援助の中身を十分に検討していただくように、答申に反映していただきたいと思います。</p>
委員	<p>討論の中でも言いましたけれども、重度の障がいをお持ちの方の支援は、やはり経験がある公立の先生がすごくノウハウをご存じだということですので、それを私立の先生にも指導をしていただいて、市として全体の障がい児に対する支援が厚くなるように工夫していただきたいと思います。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようでございますので、障がい児保育については、これをもって終了いたします。</p> <p>次に、通園バスに関して、ご意見等あればお伺いいたします。先ほども意見が出たと思うんですが、再度発言しておいていただければありがたいかな</p>

委員	<p>と思います。</p> <p>統廃合すると、やはり過渡期だけではなく、恒常的に通園が大変になると思うので、過渡期だけでは不十分だと思うので、恒常的な通園バスをお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>やはり小さな子どものことですので、長時間の通園バスに乗るといようなことはやめて欲しいと思いますので、そのあたりお願いします。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 8 時 54 分 休憩 午後 8 時 55 分 再開</p>
会長	<p>休憩を閉じ、審議会を再開いたします。</p> <p>通園バスについて、他にございませんか。</p>
委員	<p>先ほどの恒常的な通園バスをお願いしたいんですけども、親御さんの負担を考えると、有償よりは無償で補助的というのがベストかなと思います。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようでございますので、通園バスに関しては、これをもって終了といたします。</p> <p>次に、保護者負担に関しまして、ご意見伺いますが、先ほど委員からは通園バスの無償ということ、それと、委員のほうからは、保護者負担について、公私の格差、差額があれば負担をしてほしいというご意見ありましたけれども、そのほかに何かございましたら、ご発言いただければ結構かなと思います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>ないようでございますので、保護者負担に関しましては、これをもって終了といたします。</p> <p>次に、あおぞら保育所の認定こども園への移行に関してでございますが、ご意見があればお伺いいたします。</p> <p>先ほど委員のほうから少し発言がございましたが、他にございましたら、お受けいたします。</p> <p>もう一度発言していただいても結構かと思いますが。あおぞらについて。</p>

委員	<p>先ほどの議論の中でも、あおぞら保育所を認定こども園にするのにすごく性急な感じが、皆さんされたと思うんですけども、慌ててする必要もないというふうに思いますので、平成28年度と言わずに、もう何年間か、様子を見てからしていただきたいなと思います。</p>
委員	<p>認定こども園の資格を取られることに関しては問題ないと思うんです。1号認定を受け入れないで運営されたら、ほとんど問題ないと思うので、そのあたりも考えていただきたいなと思います。</p>
委員	<p>私も少し調べたんですけども、保育所がこの4月から認定こども園になって、1号認定で入られている方、本当に少ないんですよ。各園に1人とか、多いところで橋波幼児舎の5人だけとか、そういうのを見ると、まだまだ皆さんには浸透もしていないし、不安もあるから、そういうものはないなと私は思います。</p> <p>ですから、もう少しきちんと認証されてからしてもいいのではないかと思います。</p>
委員	<p>どうしてもキャパの問題で、受け皿の問題で、とうこう幼稚園との関係があると思うので、定員も今出しておられますけれども、とうこう幼稚園がしばらく暫定的にでも、何らかの形で残すとか、そういうご意見もある中で、その結果によって、このあおぞらの定員とかも変わってくると思いますので、そういうのをきちんと南部は南部で、もう少しそういう本当に、今90人のとうこう幼稚園がどうなっているのかすごく大きな問題だと思いますので、それも反映しながら、もしかしたら、もっと定員を増やさなくてはいけないかもしれませんし、そういうこともやはり考えていくべきだと思います。</p>
委員	<p>来年に迫っているあおぞら認定こども園ですかね。それは、今までの議論で、性急過ぎるということだと思いますので、むしろ認定こども園のイメージ作りを他の委員が言っておられましたが、認定こども園で何をするのかと、どういうものができるのかということをお早急に市のほうは研究したり、意見聞いたりして、これを豊かにすると。</p> <p>それで、守口市では、こういう認定こども園をやりますよということを明らかにした上で、具体的にここを認定こども園にしますよというのが順序だと思いますので、早く認定こども園を作るのが仕事ではないはずですから、その認定こども園そのものの研究と、その市民の皆さんへの情報提供、そして中身を豊かにすることを優先して欲しいと思います。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p>

副会長	<p>ないようでございますので、あおぞら保育所の件については、これをもって終了といたします。</p> <p>次に、公立施設の職員体制に関して、ご意見・質問をお受けをいたします。</p> <p>先ほども伺ったのですが、職員体制、現状は非常に厳しいとおっしゃっただけなのですが、もう少し具体的に、今、何人ぐらいおられて、どういう年齢構成になっており、この5年後は人数がどう変わるのか、あるいは50歳以上の方がどのくらいの割合占めているのかとか、そのあたりを少し具体的に、各年齢の構成などを教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>今、保育士、また教諭の平均年齢ですが、おおむね先ほど申し上げましたとおりだいたい51歳というのが現状でございます。そのうち、保育士につきましては130名、4月1日で正規の職員がおります。また、その中で、非正規の職員についても、おおむね60名でもってだいたい対応しているというのが実情でございます。</p> <p>また、幼稚園教諭につきましては、今現状で17名の幼稚園教諭でございます。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようでございますので、公立施設の職員体制について、一応これをもって終了といたします。</p> <p>ただいま答申に盛り込むべく確認をさせていただきました部分につきましては、事務局で次回の会議までに整理をして、事前に正副会長に提出をいただき、私と副会長で確認・調整をし、そしてまた私のほうから、各委員さんのほうに事前にお示しをさせていただきます、次回第6回の審議会で決定をしていきたい。</p> <p>内容につきましては、正副会長にご一任いただきたいなと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。</p>
委員	<p>早めにいただけるんですか。9日の日は、もう議論なくそれでもう修正はなくされるのでしたら、少し早めにいただきたいと思います。</p>
会長	<p>今、委員のほうから早めにとのご発言がございました。今日、意見等出尽くしましたので、早急に事務局のほうに考えていただいて、できるだけ早いうちに各委員さんのお手元のほうに届けるようにさせていただきますと思います。</p> <p>そしてまた、その内容を見ていただいて、少しここはこうしたほうがいいのかというご意見ありましたら、事前に事務局のほうにご連絡をい</p>

事務局	<p>ただきたいなと思っておりますので、その点よろしくご理解いただきたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>続きまして、他の案件、今後の会議日程につきまして、事務局より説明をお受けいたします。</p> <p>今後の会議日程でございますが、第6回審議会につきましては、9月9日水曜日午後6時から開催の予定でございます。会場につきましては、今回同様この会場でございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、会議ごとに出欠報告のご期限がありますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>それでは、本日の案件は全て終了いたしましたので、会議はこれをもって閉会をいたします。どうも今日はご苦勞さまでございました。ありがとうございました。</p>